**転入・転居された方のお手続き**





**ようこそ座間市へ**

**全国のコンビニエンスストア等で証明書が取得できます！**

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができます。市役所が閉庁している夜間や休日も取得ができるうえ、市役所窓口で取得するよりも５０円お安くなっています。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方はぜひご申請ください。

取得ができる証明書　（最新の状態のものに限ります。）

❏住民票の写し　―　１通につき２５０円

❏印鑑登録証明書　―　１通につき２５０円

❏戸籍証明書　（本籍地が座間市の方に限ります。）

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）　―　１通につき４００円

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）　―　１通につき４００円

戸籍の附票の写し　―　１通につき２５０円

取得ができる時間と店舗

６時３０分～２３時００分　土・日・祝日も取得ができます。（１２月２９日～１月３日及びメンテナンス日を除く）

対応店舗　マルチコピー機が設置された全国のセブン－イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州及び四国の店舗のみ）

問い合わせ先：戸籍住民課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 手続き | 備考 | 該当 | 担当課 | 窓口 | 土曜開庁 |
| 　住基カード　・　印鑑登録・マイナンバーカード | 住民基本台帳カード | 住所変更継続利用 | お持ちの方は必ず期限までにお手続きをしてください。（市内転居の場合はなるべく速やかに。）代理人申請の場合は即日で手続きができません。 | □ | 戸籍住民課☎046-252-8083 | １階 | ○ |
| 在留カード特別永住者証明書 | 住所変更 |  | □ |
| 印鑑登録 | 登録申請 | 写真付の本人確認書類が無い方や代理人申請の場合は即日登録ができません。市内転居の場合で登録済の方は新たな手続きは不要です。 | □ |
| マイナンバーカード | 住所変更継続利用 | お持ちの方は必ず手続きをしてください。代理人申請の場合は即日で手続きができません。 | □ | デジタル推進課（マイナンバー係）☎046-252-8006 |
| 電子証明書の発行 | 届出後は署名用電子証明書が失効します。必要に応じて再発行の手続きをしてください。 | □ |
| 保険　・　年金　・　健康 | 国民健康保険 | 資格取得 |  | □ | 保険年金課☎046-252-7003（国保）☎046-252-7213（後期）☎046-252-7035（年金） | １階 | ○ |
| 健康診査の申込 | 国民健康保険に加入中の３５歳から７４歳までの方で希望される方。 | □ | × |
| 後期高齢者医療制度 | 資格取得住所変更 |  | □ |
| 国民年金 | 住所変更 | 年金を受給されている方または海外から転入された方は必ず手続きをしてください。 | □ |
| 介護保険 | 資格取得住所変更 | ６５歳以上の方または要介護認定を受けている方は必ず手続きをしてください。 | □ | 介護保険課☎046-252-7538 | １階 | × |
| 各種検診予防接種 |  | 必要な方はご案内します。 | □ | 健康医療課☎046-252-7995 | ２階 | × |

※ 土曜開庁日の届け出は内容によってお手続きができない場合があります。

**手続きの期限があります。ご注意ください！**

▶ マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの継続利用手続きについて

前住所地から引き続きマイナンバーカード及び住民基本台帳カード（以下、マイナンバーカード等といいます。）を利用するには手続きが必要になります。座間市への転入届出は前住所地の転出予定日の３０日以内または座間市の転入日から１４日以内のいずれか早い日までに届け出てください。

また、転入届出の際にマイナンバーカード等の継続利用手続きがお済みでない方は転入届出日から**９０日以内**に継続利用手続きを行ってください。同一世帯の方以外の代理人の方による手続きの場合は、本人のマイナンバーカード等の暗証番号の照会が必要なため即日での手続きができませんのでお早めに手続きをしてください。

期日を過ぎてしまうとマイナンバーカード等が失効します。失効したカードは廃止・回収となりますのでご注意ください。（再発行は有料となります。）

　　　　　異動日：　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 手続き | 備考 | 該当 | 担当課 | 窓口 | 土曜開庁 |
| 子ども | 妊娠中の方 | 妊産婦健康診査費用補助券の交換等 | 必ず手続きをしてください。（市内転居を除く。） | □ | ネウボラざまりん☎046-252-7776 | ２階 | × |
| 未就学児がいる世帯の方 | 子どもの予防接種の案内 | 母子手帳をお持ちの上、必ず手続きをしてください。（市内転居を除く。） | □ |
| 乳幼児健康診査等の案内 | □ |
| 児童手当 | 認定請求住所変更等 | 前住所地の転出（予定）日の翌日から**１５日以内**に申請する必要があります。期日を越えると該当月分の支払いができない場合があります。請求者の振込先口座が分かるものをお持ちください。 | □ | 子育て支援課☎046-252-7201申請者により持ち物が異なります。上記までご相談ください。 | △土曜開庁時は、住民異動に伴うものの受付のみ可能です。 |
| 小児医療費助成 | 医療証の交付住所変更 | 満１８歳に達する最初の３月３１日までの子が対象です。対象の子の保険情報が分かるものをお持ちください。 | □ |
| 児童扶養手当 | 認定請求※受付時間午前：８時３０分～１１時午後：１時～４時住所変更等 | zamarin-HoleBaby | □ | △認定請求は不可。 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | □ |
| 特別児童扶養手当 | □ |
| 児童ホーム | 入所の申込 | 児童ホームへの申込みは手続きが必要です。 | □ | こども育成課☎046-252-7969 | × |
| 保育所・幼稚園 | 入所の申込各種手続 | 継続通園や保育所への申込みは手続きが必要です。 |  | 保育・幼稚園課☎046-252-7202 | ○ |
| 小・中学校の児童生徒がいる世帯の方 | 転校手続学区等相談 | 私立小・中学校に通っている方及び海外からの一時帰国の方も手続が必要です。小学校給食に係る手続きが必要です。 | □ | 就学支援課☎046-252-8739☎046-252-8749 | ５階 | × |
| 福祉 | 障害者手帳等 | 住所変更 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 | □ | 障がい福祉課☎046-252-7978 | １階 | × |
| 自立支援医療受給者証 | 住所変更 |  | □ |
| 障害者医療費・精神障害者通院医療費助成 | 受診証の交付住所変更 |  | □ |
| 生活保護 | 住所変更相談 |  | □ | 生活支援課☎046-252-7125 | × |

**◆ 各種証明書の発行や市税・手数料などの収納（お支払い）はお近くの出張所をぜひご利用ください。 ◆**

**お手続きを**

**忘れずに**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出張所 | 電話番号 | 所在地 |
| 東出張所 | ☎046-259-1610 | 座間市ひばりが丘１丁目４９番１号　ひばりが丘コミュニティセンター内 |
| 西出張所 | ☎046-259-1620 | 座間市入谷西２丁目５３番３４号　座間市公民館内 |
| 南出張所 | ☎046-259-1630 | 座間市東原４丁目１３番１３号　東原コミュニティセンター内 |
| 北出張所 | ☎046-259-1640 | 座間市相模が丘３丁目３８番１号　相模が丘コミュニティセンター内 |

※住所異動やマイナンバーカード等の諸手続きは出張所でお取扱いできません。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 手続き | 備考 | 該当 | 担当課 | 窓口番号 | 土曜開庁 |
| 税 | 原動機付自転車（125cc以下）小型特殊自動車を所有している方 | 標識交付証明書の住所変更 | 【転入時に必要なもの】①ナンバープレート②標識交付証明書③本人確認書類※廃車手続済の場合は廃車申告受付書と本人確認書類【転居時に必要なもの】①標識交付証明書②本人確認書類 | □ | 市民税課☎046-252-8004 | ２階 | × |
| 軽二輪車（126cc～250cc）を所有している方 | 軽自動車届出済証の住所変更 | 詳細は管轄の運輸局（右記）にお問い合わせください。※座間市に再転入された方は担当課で登録内容の確認が必要です。 | □ | 相模自動車検査登録事務所☎050-5540-2037 |  |
| 二輪の小型自動車（251cc超）又は普通自動車を所有している方 | 自動車検査証の住所変更 | □ |
| 三輪・四輪の軽自動車を所有している方 | □ | 軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所☎050-3816-3120 |
| 市内に固定資産（土地・家屋等）を所有している方 | 住所変更 | 転入前から座間市に土地・家屋等の固定資産を所有されている方は手続きが必要です。 | □ | 固定資産税課☎046-252-8043 | ２階 | × |
| その他 | 水道・下水道の使用を開始する方 | 使用開始 | 水道料金お客様センタ－へご連絡ください。 | □ | 水道料金お客様センタ－☎046-266-5520営業時間　午前8時30分～午後8時（年末年始を除く） | － | ○ |
| 犬を飼っている方 | 登録事項変更 |  | □ | 健康医療課☎046-252-8236 | ２階 | × |
| スポーツ施設予約システムに登録する方 | 利用者登録 |  | □ | スポーツ課☎046-252-8162 | ５階 | × |
| 広報ざまの戸別配布 | 申込住所変更 |  | □ | 秘書広報課☎046-252-8684 | ３階 | × |
| 粗大ごみ | 回収の申込・相談 | 申込は座間市公式LINEアカウントから又は粗大ごみ等お客様ダイヤルへ☎046-252-7560 | □ | リユース推進課☎046-252-7560 | ４階 | × |
| 空き家相談(転居の場合） | 手続きはありません | 既存建物を空き家として残し転居される方はご相談を | □ | 都市整備課☎046-252-7325 | ４階 | × |

◆ その他のお問い合わせなど

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 問い合わせ先 | 窓口番号 |
| 新年度の市民税・県民税について | 市民税・県民税は、その年の１月１日に住民登録のある市区町村で課税されます。このため、年の途中に座間市に転入された方は今年の１月１日にお住まいだった住所地の市区町村に納税していただくことになります。その場合は、課税証明書なども１月１日に住民登録をしていた市区町村での発行となりますのでご注意ください。 | 市民税課☎046-252-8833 | ２階 |
| ごみを出す場所について | 座間市では、集積所に出されたごみを収集しています。また、集積所は利用される皆さまで管理しています。集積所の利用にあたっては、お引越しのあいさつ等の際に、ご近所の方々に利用されている集積所をご確認いただき、集積所の利用について、ご理解を得てください。 | クリーンセンター☎046-252-8724 | － |
| 自治会に関すること | いざというとき、お互いに助け合える関係を構築していくためには、地域内で「顔の見える関係」を作り、住民同士の絆を深めておくことが何よりも重要です。ぜひ自治会に加入しましょう。 | 座間市自治会総連合会ざまコミュニティプラザ（ふれあい会館）２階☎046-252-8751 | － |